

葛城市議会だより

- 平成30年第1回臨時会議案の審査と結果……………2
- 3月議会（3月5日～23日）議案の審査と結果……………3～5
- 10人の議員が一般質問で市政を問う……………6～10
- 付託議案の審査 常任委員会で質疑……………11～13
- 予算特別委員会にて平成30年度一般会計及び特別会計の審査
各議員の賛否の状況……………14～19
- 特別委員会報告、編集後記……………20

No.29



笛吹神社

〔葛城市文化協会写真葛城写真クラブ提供〕

■ 発行 葛城市議会 ■ 編集 議会だより編集委員会
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL. 0745-69-3001
<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

本会議や委員会の詳しい内容につきましては、市ホームページの「葛城市議会」に会議録を順次掲載します

第1回臨時会報告

平成30年第1回葛城市議会臨時会

平成30年第1回臨時会を2月19日に開催いたしました。

議会審議日程

- 1月23日 議会運営委員会
- 2月1日 議会運営委員会
- 13日 議会運営委員会

平成30年第1回臨時会

2月19日 本会議（議案提案・採決）

議案の内容と結果

発議第1号 旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議

発議第2号 旧新庄町時代から引き継がれている不透明な未処理金に関する調査特別委員会を設置する決議

旧新庄町時代に役所内で何らかの方法によって積み上げられた非公式に存在するお金があり、それが処理されずに現在まで引き継がれている。

①未処理金の発生経緯

②未処理金の現在までの管理実態

③未処理金の今後の適正な処理以上の3項目について調査する。

発議第1号は地方自治法第100条に規定する調査権を付与した特別委員会（第98条1項の権限を含む）を設置するもので、発議第2号は調査を進める上で必要に応じて100条調査権を付与しようとするものです。

発議第1号を本会議で賛成多数により可決、よって発議第2号は議決不要

旧町時代における未処理金調査特別委員会

- ◎下村正樹 ○西井覚
- 杉本訓規 吉村始 谷原一安
- 内野悦子 増田順弘 西川弥三郎

◎は委員長 ○は副委員長を示す

※ 本会議及び委員会（一部除く）は傍聴することができます。議員の活動や市議会の様子を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。
詳しくは議会事務局までお問い合わせいただくか、市のホームページの「市議会」をご覧ください。

議案等に対する各議員の賛否の状況

議案等番	件名	議席番号															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		氏名	杉本訓規	梨本洪珪	吉村始	奥本佳史	松林謙司	谷原一安	内野悦子	川村優子	増田順弘	岡本吉司	西井覚	藤井本浩	吉村優子	下村正樹	西川弥三郎
発議第1号	旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議	可決	○	●	●	●	○	●	○	○	○	—	○	○	議長	○	○

○：賛成

●：反対

—：除斥

※議長は表決に加わりません

平成30年第1回葛城市議会定例会

平成30年第1回定例会を3月5日から23日までの会期で開催しました。

本定例会では、人事案件、条例の一部改正、平成29年度補正予算や新年度予算（平成30年度）など様々な議案を審議しました。

議会審議日程

2月23日 議会運営委員会

平成30年第1回定例会

- 3月5日 本会議（議案提案）
- 7日 本会議（一般質問）
- 8日 本会議（一般質問）
- 〃 議会運営委員会
- 9日 総務建設常任委員会
- 12日 厚生文教常任委員会
- 13日 予算特別委員会
- 14日 予算特別委員会
- 15日 予算特別委員会
- 16日 予算特別委員会
- 20日 旧町時代における未処理金調査特別委員会
- 22日 総務建設常任委員会
- 23日 議会運営委員会
- 〃 本会議（議案採決）

3月議会の議案審査

議案の主な内容と結果

各委員会への付託議案の審査内容は11ページ～19ページをご覧ください。

人事案件

議第1号・議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
本会議で全会一致により適任

吉川 紗代 氏（長尾）
松浦 住憲 氏（當麻）

議第3号 葛城市教育長の任命につき同意を求めることについて

本会議で全会一致により同意
杉澤 茂二 氏（五條市）

報告案件

報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について（報告のみ）

条例関係

議第4号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に

関する条例を制定することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

法改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施することとなったため、厚生労働省令で定められている指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に基づき、本条例を制定するものです。

議第5号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

法改正に伴い、都道府県が市町村の国民健康保険事業納付金を決定し、市町村は当該納付金を都道府県に納付することとなったため、国民健康保険税を納付金に見合う額に税率改正するものです。

議第6号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

法改正に伴い、法律の引用条文の項ずれの改正を行うものです。

議第7号 葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

法改正に伴い、葛城市国民健康保険の被保険者で、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、75歳到達等により後期高齢者医療保険に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものです。

議第8号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及びこれに伴う月割り基準額の算定の見直し、保険料の徴収猶予・減免の規定に刑務所収容

者に係る要件を追加するものです。

議第9号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

基準改正に伴い、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携及び医療と介護の連携の強化などの改正を行うものです。

議第10号 葛城市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

基準改正に伴い、障害福祉制度におけるデイサービス事業所に係る共生型地域密着型通所介護の指定基準の創設及び認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化などの改正を行うものです。

議案審査

議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

基準改正に伴い、介護予防認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しなどを行うものです。

議第12号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

法改正等に伴い、市が設置する都市公園の住民1人当たりの標準面積を算定する際に市民緑地面積を控除すること、公募対象公園施設の建築面積の上限を緩和すること、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限について国の参酌基準を採用し当該率を規定すること、使用料及び入

入検査に関する規定の整備を行うものです。

議第13号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

政令改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の算定基礎となる補償基礎額の扶養親族加算額などの改正を行うものです。

予算関係

議第18号 平成29年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決について

それぞれの常任委員会に關係部分を分割付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

主な補正内容は、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、事業費の確定に伴う国・県支出金等の額の調整等です。

議第19号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

主な補正内容は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び国保財政調整基金積立金の追加等です。

議第20号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

主な補正内容は、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額等です。

議第21号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第4号)の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

主な補正内容は、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額等です。

議第22号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

主な補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の追加等です。

平成30年度予算関係

議第24号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

議第25号 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

議第27号 平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第31号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

予算特別委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

議第23号 平成30年度葛城市一般会計予算の議決について

議第26号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について

議第28号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について

議第29号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

議第30号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

議第32号 平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について
 予算特別委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

その他

議第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）
 総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

葛城市防災行政無線デジタル化整備工事に必要な戸別受信機とLEDライト各400台を追加購入するため、契約金額を8億2,080万円から8億2,892万1,600円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものです。

議第15号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）

議第16号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）

議第17号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）

以上3議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により継続審査とすることに決定

平成29年10月30日付け葛監第51号「住民監査請求に係る監査結果について（通知）」の勧告に基づき、それぞれ損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行ったが、いずれの者からも支払意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起について、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議員提出議案等

発議第3号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて
 本会議で全会一致により可決

本会議場において、議案採決の結果を即時に議場モニターに表示する電子採決システムを運用するため改正を行うのものです。

発議第4号 旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議について
 本会議で全会一致により可決

「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の平成30年度中に調査をするために必要な経費の上限を定めるのものです。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について
 本会議で全会一致により可決

道の駅かつらぎの建設にあたり、不適正な事務処理があったため、事業内容の再調査を行うため、特別委員会を設置するのものです。

■道の駅かつらぎに関する調査特別委員会

◎西井覚 ○下村正樹

杉本訓規 梨本洪珪 松林謙司

谷原一安 川村優子 増田順弘

岡本吉司 西川弥三郎

◎は委員長 ○は副委員長を示す

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議
 本会議で賛成少数により否決

意見書

次の意見書を本会議で全会一致により可決し、内閣総理大臣他関係機関に送付いたしました。

■洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

中小河川の豪雨対策を強化するため実施された緊急対策が、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう国に対して要望するのものです。



松林 謙司

子ども医療費助成・未就学児分のペナルティ廃止に伴う一部、現物給付実施について

問 国政において公明党の主張を受け、平成30年度から未就学児分のペナルティが廃止されることになったが、葛城市における未就学児の医療窓口での現物支払の実施時期は、具体的にいつからの実施となるのか？

答 県と市区町村の様々な検討課題を調整した結果平成31年8月からの導入となった。

準要保護世帯へのランドセル代など、就学援助の入学前支給について

問 国政において公明党の主張を受け平成29年3月末に就学援助に関する国の補助金交付要綱が改正されたことが契機となり準要保護世帯における就学援助の入学前支給が全国の市区町村で広がっているが、葛城市は、いつから実施するのか？

答 3月以前に支給するため、他市の状況も参考に引き続き検討したい。

松林 平成31年度入学分からは、必ず実現して頂く様に固く願います。

兵家イートピア地区の高齢化に伴

う投票環境の整備について

問 期日前の投票期間内にたとえ一日でも自動車を利用した移動期日前投票所の考えはあるのか？

答 全国的な傾向として人口減少に伴い臨時の期日前投票所の設置などが検討されたが、葛城市の投票環境全般については、市全体の問題として今後も考えていきたい。

突発的事象により投票がしづらくなった場合の対応のマニュアル化

問 投票日当日に火災を含む様々な災害の影響によって急遽、投票しづらい環境に一変した場合の対応のマニュアル化を図る考えはあるのか？

答 選挙事務危機管理マニュアルを参考に説明会に於いて職員へ更なる周知に努めて行きたい。

公職選挙法に明らかに抵触する違反を確認した場合の選挙管理委員会の対応について

問 選挙に選挙違反ではないのかと言った通報があった場合の選挙の対応はどの様になっているのか？

答 選挙に寄せられた通報の内容が明らかに信憑性の高いと思われる情報については、高田警察署と連絡を取り合い情報を共有し対処している。

松林 選挙として毅然と違反者に対し指導を行い正邪を正して頂きたい。



増田 順弘

空き家対策について

問 市内の空き家の実態は？

答 総務省調査による市内の家屋棟数2万2,167棟に対して本市が平成29年度に実施した調査によって判明した空き家は400棟超と見込まれ、空き家率1.8%と推定される。

問 今後の対応は？

答 空き家放置の危険性、適正管理、処分・活用方法等の例示が盛り込まれたパンフレットの配布を予定している。また、活用促進、トラブル解決方策、特定空き家等除却に係る対策を盛り込んだ空き家等対策計画を平成30年度中に策定する。

問 民泊法施行に伴い、観光資源が豊富な本市にとっては、空き家等を活用した民泊は有効ではないか？

市長 民泊に向く空き家があるのかということも調査が必要と思う。空き家に限らず、民泊が観光面で役に立つという理解をしている。

食育と地域農業の振興

問 食育基本法では、地元農産物の利用率の目標を30%とされているが、本市の学校給食の利用率は？

答 主な農産物として、葉ネギ、玉ネギ、ナス、ジャガイモ、キャベツ、等で地元率7.44%である。

増田 目標意識をしっかりと持っていること、達成に向けて関係者の話し合いの場が必要ではないか。地域農産物の利用拡大は、生きた食への教育とともに、地域産業の活性化にもつながる。

台風21号復旧状況

問 太田川の土砂堆積の除去については上流部の中戸から弁之庄途中までは迅速な対応をして頂いたが、そこから足田までの下流部についても、相当の土砂の堆積しており水害対策も含め早急な除去を望むが？

答 正田区内の橋の工事を行う為、堰を上げており、土砂がかなり堆積している状況であり、県に確認したところ、今年の田植えまでに除去するという報告を受けているが区間については未定である。

増田 市内には、県の重要水防区間として、葛城川、甘田川、安位川、葛下川、太田川等が指定をされているが、豪雨シーズンを迎えるまでに十分な点検と対応をしていただくとともに、南海トラフ等の大きな地震の備えもしていただき、「災害に強い葛城市」の実践を願う。



梨本 洪珪

財政健全化について

問 財政構造の弾力性を判断する經常收支比率が増加傾向にあり、平成28年度は96・8%と前年より6・2%も上昇している。その要因と今後の改善策について伺いたい。

答 經常收支比率が上昇した要因は、分母となる經常一般財源収入（普通交付税・臨時財政対策債）が減り、分子となる經常一般財源支出（公債費・物件費）が増えたことによる。今後も上昇が予測されるが、新電力導入などで支出を削減すると共に、子育て政策などで人口や税収を増やすなど、一層の努力してまいりたい。

問 家計の貯金に当たる財政調整基金も、平成27年から激減している。今後の取り崩し見込みは？

答 平成29年度末の残高は18億4,000万円と見込んでいる。今後の見通しは、大変予測が難しいが、年度末に基金取り崩しを減らして決算を迎えられるよう、鋭意努力してまいりたい。

公共施設マネジメントについて

問 財政が圧迫している真の要因は、

公共施設の適正配置や整備の遅れが関連していると考えるが？

答 合併後、施設統合を進めてきたが、まだ機能が重複する施設もある。相応の費用も必要となるため、人口動向や財政状況を十分考慮しながら、バランスよく進めていく必要がある。

業務委託契約について

問 行政の契約は、単年度毎に一般競争入札等で業者を選定するのが基本である。しかし、市の契約の中には、相当高額な随意契約で長期契約しているものがあるが？

答 随意契約で長期契約しているものは、昨年11月時点で86件ある。特に年額の大きいものは、コミュニティバス運行業務委託、リサイクル施設運転及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託、クリーンセンター焼却施設運転管理業務委託がある。随意契約には理由があるはずだが、一応検討させていたいただきたい。

梨本 大きな視点で3つの質問をしたが、公共施設マネジメントや契約関係で、当たり前のことが出来ていない期間があったと考える。その結果が今の財政悪化に繋がっている。市民の理解を得ながら、理事者と職員が知恵を結集し、一体となって改善の努力をしていただきたい。



西井 覚

市政検討委員会について

問 委員構成について、職員2名が非公開となっているのはなぜか。

答 不当な圧力等が及ぶ可能性があるるので、氏名公開は差し控えたい。

問 14回の内、公開された回数はいくつか。

答 第1回から第4回以外は非公開としている。第5回から第14回はデジタル防災行政無線の入札方法等及び、道の駅関連で非公開としている。第1回から第4回も開催日等を事前に公表しておらず傍聴人はなかった。

問 平成29年10月10日の答申において道の駅かつらぎ整備事業の法的責任の検討については、当時の特別職への事情聴取が必要である旨を上申しているが事情聴取は行ったか。

答 聞き取りは行っていない。

問 答申が重要ならば事情聴取を行うのが公平ではないか。

答 答申内容を市長が市政にどのようになら反映させていくかであり、ダイレクトに受けている訳ではない。

西井 検討委員会は議決したものでも地方自治法で定められたものでもない。その委員会が諮問機関として

民意を反映する機関と言われているが現実には市長の意向を反映した機関にしか見えない。また5名という少人数ではなく様々な人に入ってもらえばいい。市政検討委員会は将来の葛城市、市政の行方を検討するのが本来有るべき姿と思うが実際は罪の有無ばかりを調べている。罪の有無を検証するのであれば別組織を作って検証すればいい。

職員の懲罰について

問 なぜ懲罰委員会も開かず刑事告発をしたのか。またこのような形で刑事告発した例が県下にあるのか。

答 市役所の調査では限界もあり司法で事実関係を究明していただくこととした。このような形の刑事告発の有無については承知していない。

問 10月10日の委員会の答申に守秘義務違反の内容はあったか。

答 答申の中では触れていない。

問 12月議会の答弁で議員は懲罰委員会でも懲罰されると思っている。いくつか方針が変わったのか。

答 詳しい調査が必要と考え捜査権を持った司法の判断が必要と考えた。

西井 職員が悪いことをしたら処罰したらいいが、何かあれば告発されるのではと思うと円滑な仕事ができなくなり市民に迷惑がかかる。

一般質問

※ 一般質問の内容については本人の責任において会議録を要約したものです。



吉村 始

尺土池周辺道路の安全確保について

問 尺土駅前整備で交通量の増大が予想されるが、尺土池周辺の道路は歩車分離が不十分。歩道の確保が必要だ。一案として木戸古池公園のように遊歩道が池を囲む形に整備できないか。これまでの整備の経緯は？

答 尺土池公園は、當麻町公園施設整備構想に基づき、ため池本来の機能を保全しながら水辺空間を利用した公園として整備されたものである。

木戸古池公園については？

答 尺土池公園と同様、當麻町公園施設整備構想に基づき整備された。

問 今後、尺土池の再整備を検討するとすれば、市としての意義は？

答 遊歩道だけの利用ではなく、水辺の景観や親水など多面的に有効利用を図ることが必要だと考える。補助事業とするならば、地域用水環境整備事業である水環境事業として県や国とも協議が必要である。

屋敷山公園施設の再整備について

問 屋敷山公園は立地上、車でのアクセスが多い状況だ。しかし、駐車場から施設までの動線が子育て世代

や高齢者に優しいとはいえない。山麓線をくぐる地下横断歩道にスロープ設置はできないのか？

答 土地の傾斜のために全長80メートル以上必要で、現在の公民館の形状のままの設置は非常に困難である。

問 足の不自由な方などへの、現在の対応は？

答 進入許可証を発行し、公民館の玄関横駐車場を利用願っている。

吉村始 できうる範囲で配慮されていると理解するが、今後、老朽化した施設の再配置などによるあらたな駐車スペース創出も検討すべきだ。

葛城市の機構改革について

問 合併後も旧町施設の重複があり、二庁舎体制だ。職員負担の要因にもなっているのではないか。また類似団体と比較しての職員数は？

答 二庁舎に人員の分散を余儀なくされている。市職員は、類似団体と比較して率にして32%少ない。

問 公共施設の統合の壁に旧町意識があると考えるが？

市長 二町の合併に非常にエネルギーが要ったのは、二町を愛する住民の意識があったからだ。未だ克服できておらず、葛城市が一つだという意識をつくっていくことが大切だ。

吉村始 「市民目線」が必要だ。



谷原 一安

道の駅がらぎ建設事業不正問題、および再発防止について

問 道の駅建設事業で受け取った国庫補助金の一部返還のために、1億6,457万円が補正予算に計上されている。多額の補助金返還が予想される計画変更について、議会に報告したのか。

答 当初計画、第1回計画変更については説明した。最終的な変更については軽微な変更というところをえ方をしており、実際に各委員会においてどのような説明をしていたかという経緯はわからない部分がある。

谷原 市民に大きな負担を強いる返還金が生じる計画変更を、議会に説明しなかったとすれば問題だ。なぜこのようなことになったのか、当時の責任者は説明責任を果たすべきだ。

問 虚偽の竣工検査書によって架空工事による違法支出が行われたが、監査では工事写真も調べているのか。

答 例月出納検査で提出されている会計書類に、現場写真や設計図書などは添付されていない。

谷原 こうした不正が二度と起きない

いように、監査体制の強化を求める。

問 国民健康保険制度県単位化によって一人あたり平均どのくらいの引上げになるか。

答 平成30年度のシミュレーションでは13・2%の引上げとなる。

谷原 葛城市の国保税を今後7年間大きく引き上げてゆくことになる県単位化に反対するとともに、所得の発生しない子どもにも賦課される国保税の均等割について、子育て支援の観点から軽減措置を求める。

就学援助について

問 子どもの貧困対策は国をあげての取組みとなっているが、葛城市ではどのような就学援助をしているか。

答 就学援助費として小中学校の児童生徒に、学用品費、給食費、通学用品、校外活動費、修学旅行費などの援助をしている。

問 文部科学省は就学援助制度が広く利用されるようにいくつかの指標を儲けている。制度の周知方法について、葛城市の現状はどうか。

答 入学時、進級時の書類配布のほか、葛城市ホームページにも掲載している。今後、広報誌への掲載や保護者向け説明会、ホームページ内容の充実につとめたい。



杉本 訓規

認定こども園について

問 教育・保育を一体的に行う施設、認定こども園は葛城市では設置されていない。近隣市では設置が進んでいるが、メリット・デメリットどういう声がかかっているのか？

答 行政側の意見としてメリットは待機児童の解消、仕事を途中で辞めた場合でも幼稚園の対象年齢の児童であればそのまま継続して在園できる。また入園する子どもが増えたなどがある。反面デメリットは、所管省庁が分かれているので書類作成等二重の手間がかかる。職員同士の考え方がうまくいかないなどがある。

問 認定こども園に対してどのような考えなのか？

答 幼稚園の整備計画から、対象は當麻小学校校区になるが、當麻だけ他と違うスタイルが良いものなのか考えなければならぬ。しかし今後市民ニーズに注視し、十分な議論を深めてまいりたい。

市長 検証を重ねて将来の選択肢の一つとして考えていきたい。
杉本 子育てに関して他市が葛城市

を羨む面も多々あるが、認定こども園に関しては少し遅れている。子育て支援の観点からみても認定こども園の設置が必要だ。

近鉄尺土駅前周辺整備事業について

問 地権者の方々の全体件数と契約済み件数は？

答 全体の地権者様は17軒、契約済みは14軒残り3軒である。

問 最終契約日はいつのものか？

答 平成28年7月14日が最終契約である。

問 契約に至らない原因・理由は？

答 条件面に差異が生じている。

問 現在契約に至らない地権者様への今後の対応は？

答 正規の手続きを踏んだ中で鑑定等の価格を持ってお話しさせていただきたい。

問 事業計画について今後の方針、大筋の目標は？

市長 あくまで目標ということですが、2年の完結を目指して、交渉に前向きに取り組み速やかに契約できるように努力していきたい。

杉本 都市づくりの核として、葛城市の玄関口として誇れる駅前にしていただきたい。市民の皆様も不満・不安を感じておられるので速やかに完了させるよう要望する。



奥本 佳史

国際交流事業の推進について

問 今年初旬に受け入れていただいた、中国からの訪日教育旅行（修学旅行）の総括について伺いたい。

答 相撲館は132名が訪れ、駐車料・入館料・グッズ売上の収入を得た。インバウンド（外国人旅行者）の受け入れは市にとって観光収入増につながる。観光コンテンツの充実・宿泊施設の検討も含め、積極的に受け入れていきたい。

答 市内5つの学校が、交流プログラム・給食の食育交流等を行った。子どもたちが同世代の言葉・文化の違う子どもたちと交流することは、グローバルな視点を培う貴重な経験となった。今後、受け入れ内容や時期等の条件を整えば、国際感覚を身に付ける良い機会でもあるので、検討していきたい。

住宅宿泊事業法（民泊法）施行に向けた取り組みについて

問 6月15日より、「住宅宿泊事業法（民泊法）」が施行されるが、その問題点と対策について、また国際交流事業と絡めた受入れについては。

答 近隣住民とのトラブルや騒音等の苦情といったリスクを理解した上で、奈良県条例に合わせ、家主居住型民泊や住宅宿泊管理業者誘致の取り組みを慎重に進める。

また、滞在型観光に繋がる民泊活用については検討していきたい。

雇用創生と空き家の活用について

問 地方創生加速化交付金事業「マスカエア」のその後と遊休資産空き家を雇用創生に活用する見通しは。

答 地方と都市間の雇用環境格差と女性のキャリアアップの解消を目指すマスカエアは、問い合わせや視察も多く、県内二町でも新たに開設されている。

市長 テレワークについては一つの結果であるが、導入については税金投入の公平性の観点から検証する必要がある。国際交流については、子どもたちに関する部分と観光に関する部分で取り組んでおり、子どもたちが地球的な感覚を持てるのが最終的な姿。これらを空き家対策と絡めることについては、それぞれ分離した中で精査していきたい。

奥本 国際交流事業・民泊・空き家利活用は、関連する部局で協力しながら葛城市独自のカラーを出せるよう取り組んでいただきたい。

ここが聞きたい 一般質問



藤井本 浩

2021年葛城市が開催地になったワールドマスターズゲームズについて

問 葛城市の体育関係者が力を入れてこられた結果だ。その概要は。

答 4年毎に開催される。おおむね30歳以上のスポーツ愛好家であれば参加できる生涯スポーツ国際大会。1985年にカナダで第1回が開催され、その第10回記念大会が関西広域連合加盟各府県で開催される。平成28年に葛城市が綱引きの開催地として決定された。奈良県では、他に吉野町でカヌーが行われ、期間は5月14日から5月30日までの17日間。

藤井本 一年以上前に本市での開催が決まっていたが、市民に知らされていない。

学校給食について

藤井本 昨年の2学期から米飯の委託が、大阪府下の業者に代わった。

ここは「奈良県及び大阪府の学校給食会の指定業者でない」という事に異論を訴えている。成果があれば納得できるが経費や値段は高くなった一方、異物混入は減っていない。

問 昨年2学期以降、学校給食会から支給されてきたビタミン強化米でなくなった。ビタミン摂取の状況は。

答 学校給食実施基準の摂取状況は昨年10〜12月は下回った事を反省している。その後はクリアしている。

教育長 今後、栄養数値をしっかりと点検していく。

問 パンの業者については29年度は材料確保済みであり変更不可能という説明であったが30年度は。

答 29年度は緊急措置としてこの業者をお願いしていた。30年度は奈良県学校給食会の指導により引き続き同じ業者をお願いすることにした。

藤井本 今の答弁は正しい。では何故米飯は学校給食会のアドバイスに従わなかったのか理解できない。

就任から1年が経過された副市長・教育長が考える葛城市の特徴は

問 特別職として頑張っていたにている。葛城市の特徴とは。

副市長 開発と保存、そして歴史と現在が調和した良いまちだ。魅力いっぱいこのコンパクトシティと言える。

教育長 教員生活38年のうち、30年間が葛城市での勤務である。教育施策の重視は、過去から継続されている。教育のまち葛城市と胸を張っている状況だ。



内野 悦子

小中学校におけるAED講習の実施

問 学校において毎年100名近く、児童生徒の心肺停止が発生している。危機体制の上からも教員、生徒のAED講習は必要と思う。小中学校におけるAEDの設置状況は。

答 各幼稚園、小中学校に12台、職員室付近に設置している。

問 体育館や運動場は休日、夜間の使用が多いので野外設置の必要があると思うが。

答 先進地なども調べ検討する。

問 小中学校での心肺蘇生・AED講習の取り組みはあるか。

答 白鳳中学校において子ども人の命を守る存在であり応急手当の方法を身に付けてもらいたいとの趣旨から保健委員、クラブの代表が参加している。生徒からは「実際は心配だが必要だ。」との声があった。

※1 SNSを活用した「いじめ」などの相談体制の構築について

問 本市のいじめの認知状況を伺う。

答 昨年7月に行ったアンケート結果では小学校5件、解消1件、中学校12件解消5件。

問 いじめの相談に対する対応は。様々な機関と情報共有し、中学校においては、スクールカウンセラーによる相談体制を取っている。

内野 LINEなどのSNSを活用した、いじめなどの相談窓口の設置を県に要望して頂きたい。

学校施設の整備

問 平成30年度における学校のトイレ洋式化を含む改修工事の予定は。

答 磐城小、新館1・2階、當麻小、北館1階から3階の各男女トイレ。

内野 新庄北小の洋式化率が非常に低い必ず次回にお願いしたい。

問 災害時避難所となる学校施設のバリアフリートイレの設置の考えは。

答 災害時の高齢者、体の不自由な方のための多目的トイレの設置を今後計画的に進める。

ゴミの収集について

問 新クリーンセンターが完成し約1年、市民の皆様には大変にご苦労をおかけしていますが以前より市民の方から高齢化に伴い集積所まで遠く苦労をしているなどの声を聞くがこのような要望はないか。

答 高齢の方からゴミが重たく集積場所まで苦労するなどの声はある。

内野 福祉の観点からも、家の前に「ゴミ」を出せるよう考えてほしい。

※1 SNS Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーク・サービス)の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称。

3月定例会各委員会報告

3月定例会

総務建設常任委員会 報告

3月9日・22日 開催

付託された7議案及び、本委員会所管の調査案件について、左記のと通り審査しました。

議第12号 「葛城市都市公園条例の一部を改正するについて」
 若干の質疑あり 討論なし

議第13号 「葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」
 質疑、討論なし

議第14号 「工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）」

問 戸別受信機の設置については、電波の届きにくい地域では、屋内の住民が一番聞こえやすい場所に適切に設置できていないという事例があると聞き及んでいる。そのような場合の今後の対応について伺いたい。

答 お住まいの地域の状況を踏まえながら、電波の受信状況が悪いご家庭については、設置業者の方で、屋外にダイポールアンテナを設置するなどの対応をすることになってきたが、そういった対応が不十分であった事例もあるようなので、各家庭の受信状況も把握しながら今後も対応していきたい。

討論なし

議第15号 「訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）」

議第16号 「訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）」

議第17号 「訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）」

3議案を一括議題、一括質疑。委員から「今後の更なる調査が必要であるため、閉会中の継続審査とすべきである」という意見が出され、協議したのち、賛成多数で3議案ともに継続審査とすることに決定。

議第18号 「平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）」の議決につ

つ

問 地域活性化事業費の社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金1億6,457万円の内容について伺いたい。

答 国庫補助金返還金のうち、道路局の返還分については、社会福祉法人の建物移転補償の契約が葛城市土地開発公社との契約であったことを理由に補助対象とならなかったため、相応分の返還金として、6,457万円を計上した。また、都市局の返還分については、8月に実施された県の完了検査によって、現在の建物仕様と計画の申請内容と異なる部分について目的外使用と判断されたため、交付金を返還することになった。返還する金額としては、現時点での概算として約1億円を計上した。

問 補助金の返還が決まってから、返還金額について、県・国とどのような交渉を行ってきたのか伺いたい。

答 本来であれば、都市再生整備計画にかかる補助金について、全額返還しなければならぬところから、目的外使用と判断された部分について解釈上の相違の部分も含め、国や県に再度説明し、返還金額を最大限縮減できるよう精一杯努力した結

果、今回の概算金額となった。

討論なし

所管事項の調査

「道の駅かつらぎに関する事項について」

報告 平成28年度の繰り越し事業である地域振興棟から西側の公園整備について工事を進めているところである。工期としては当初、本年2月末を予定していたが、冬場の天候が悪く積雪も多くて緑化吹きつけが行えなかったため工期を3月中旬に延長して行っている。



▲道の駅かつらぎ西側

各 委 員 会 報 告

「尺土駅前周辺整備事業に関する事項について」

報告 現在、駅舎より東側部分、東の川までの道路の拡幅工事を実施している。今年度末までに工事が完了できるよう、鋭意努力してきたが、工事発注後に特殊な二次製品の納品が遅れることとなったため、本年3月27日の工期の時点で出来高により精算を行い、変更契約を行う予定である。また、未買収の用地については、地権者の方々と現在も引き続き、交渉を行っている。

意見 朝の通勤、通学の時間帯は非常に危ないように感じているので、教育委員会とも連携をして通学路の安全確保に取り組んでいただきたい。

「国鉄・坊城線整備事業に関する事項について」

報告 現在、JRで架道橋仮設工事が進められており、当初、昨年秋季に予定していたJRの桁の設置工事が電気系統の不具合により本年2月に実施されたところである。そのため架道橋の下にあるガス管、下水道管等の移設工事ができなく遅れている

状況であり一部予算を繰り越ししながら進捗を図っていきたいと考えている。

また、架道橋より西側、国道24号線までの区間の工事の実施を予定していたが、奈良国道事務所との協議に時間を要しており工事の着工に至っていない。

「行財政改革に関する事項について」

報告すべき事項なし

「公共バスの運行について」

報告 平成29年7月から12月における1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で130・32人となっており、平成29年4月から6月と比較して、1日当たりの利用者数は、9・08人の減となっている。利用促進に向けた対策として実施している利用者が指定した時刻表を抜き出すマイ時刻表の発行状況について、現在までに144件の発行をしている。また、平成31年度からの運行形態の見直しに向けて協議する地域公共交通活性化協議会を今月中に開催する予定をしている。

厚生文教常任委員会 報告

3月12日 開催

付託された13議案及び、本委員会所管の調査案件について左記の通り審査しました。

議第4号 「葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて」
質疑、討論なし

議第5号 「葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて」

問 国保の県単位化により、均等割の金額は今後、どのように推移していくと見込んでいるのか伺いたい。

答 均等割額については、医療分、後期支援助金分、介護納付金分を合計して、平成29年度は32,000円、平成30年度は40,100円、最終、県が示している平成36年度については57,500円になると見込んでいる。今回の保険料方針に沿って保険料率の改定を実施することにより、葛城市の被保険者の負担水準が急激

に変化しないように激変緩和措置が受けられることになる。

賛成と反対の討論あり

議第6号 「葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」
質疑、討論なし

議第7号 「葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて」
質疑、討論なし

議第8号 「葛城市介護保険条例の一部を改正することについて」

問 今回の改正で基準月額が5,000円から5,960円に上昇しているがその理由はどのようなものか。

答 今回の改正により基準月額で960円上昇しているが、内訳として介護給付費自然増加分が613円、一号被保険者負担割合が22%から23%になった影響で259円、そして介護報酬の改正や消費税改定、処遇改善見直し等で88円のそれぞれ上昇となっている。

賛成と反対の討論あり

議第9号 「葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」
 質疑、討論なし

議第10号 「葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」
 若干の質疑あり 討論なし

議第11号 「葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」
 質疑、討論なし

議第19号 「平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について」
 若干の質疑あり 討論なし

議第20号 「平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」
 質疑、討論なし

議第21号 「平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第4号)の議決について」
 質疑、討論なし

議第22号 「平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決について」
 質疑、討論なし

議第18号 「平成29年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決について」
 質疑、討論なし

問 幼稚園管理費の工事請負費1,932万2千円の内容は、

答 葛城市立幼稚園5園の中で、空調設備が設置されていない保育室に空調機器を設置するための費用である。設置予定の幼稚園及び設置台数については、忍海幼稚園の保育室4室及び當麻幼稚園の保育室4室に各2台ずつ、合計8室に16台を設置予定である。

討論なし

所管事項の調査

「PMの減量化に関する諸事項について」

報告 旧新庄クリーンセンター解体後の跡地利用については、堆肥化施設を予定していたが、最終的な住民合意が得られず、計画を断念せざるを得ない状態となった。現状のままでは、解体費等が国庫補助の対象外となることから、再度、国県と協議を重ね、去る12月28日付で堆肥化施設からマテリアルリサイクル施設への地域計画変更の申請をしているところである。

「学校給食に関する諸事項について」

報告 来年度の学校給食の配食及び業者については、1週間あたり米飯4回、パン食1回を配食し、現在と同業者を予定している。給食費の保護者負担については来年度も今年度と同額で予算計上している。しかし、食材の高騰等もあり、不足する費用については市から繰入をしているが、年々、繰入金額も増加傾向にある為、来年度については、給食費の在り方を検討していきたい。

「磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について」

報告 現在の状況について「磐城学童保育所の新設について、定員160名の鉄骨2階建て、建築面積で約250平米、延床面積で1階2階合計、450平米余りの建物を予定している。今後については、開発許可等、必要な手続きを行いながら、まず給食センターの解体を行い、敷地の造成、建築工事に入り、平成31年3月末に建設完了予定である。



▲新庄クリーンセンター跡地

特別委員会報告



予算特別委員会 報告

3月13・14・15・16日 開催

◎西井覚 ○下村正樹

吉村始 奥本佳史 谷原一安

内野悦子 川村優子 増田順弘

◎は委員長 ○は副委員長を示す

議第23号 「平成30年度葛城市一般会計予算の議決について」

(議会費)

問 議場等映像録画配信システム使用料65万9千円の内容は何か。

答 議会が開催する本会議や委員会の会議模様について、平成29年9月定例会からインターネットによるライブ中継の配信をしているところであるが、それに加えて、平成30年度からは、中継映像の録画配信を実施したいと考えている。開始時期については、平成30年6月定例会からの実施を予定しており、予算については、ひと月当たり約6万5,900円のシステム使用料を10か月分、計上している。

(総務費)

問 企画費の国際交流事業委託料の内容についてたずねる。

答 訪日外国人観光客の増加などにより、これまで以上に外国が身近になっている中、葛城市としても国際的なコミュニケーション能力を身に着けることが不可欠であり、特に次代を担う子どもたちのグローバル化に適應できる教育環境を整え、世界で活躍できる人材に育成していくことが非常に重要であると考えている。平成30年度については、友好提携都市の選定を引き続き計画的に推し進め、そのために必要な通訳や資料の翻訳にかかる委託料や旅費などを含め、全体的な枠取りとして200万円を計上している。



問 友好都市の提携について、どのような方法で対象都市の選定を行うのか。

答 友好都市提携については、これまで実施している『訪日教育旅行』や『ホームステイの相互受け入れ』などの教育交流の取り組みや、歴史・文化的なつながり、また、観光インバウンドを軸としたアプローチを通じて、県などの関係部局とも連携しながら、検討していきたい。

(民生費)

問 敬老祝品及び敬老記念品の対象年齢及び対象者についてたずねる。

答 敬老祝品については88歳と100歳の方に配布するもので、平成30年度の対象者は88歳の方が163名、100歳の方が9名である。





敬老記念品については、70歳以上の方を敬老会に招待する時の記念品として配布予定のものであり、7,844名分を予算計上している。

問 敬老記念品について今後の配布方法はどのように考えているのか。

答 平成29年度において安否確認の観点から手渡しで配布することを検討したが、人員確保ができず郵送配布となった。その為、平成30年度についても郵送配布で考えており、安否確認の方法については今後の課題であり検討していきたい。

(衛生費)

問 ごみ焼却施設運転管理委託料2億4,537万円は昨年と金額が同額であるが、その理由は何か。

答 ごみ焼却施設運転管理委託については、契約が2件含まれており、1件目は焼却施設運転管理業務として8,637万8,400円で株式会社川崎技研と契約しており、2件目はリサイクル施設運転管理業務及び資源ゴミ等収集運搬処理業務として、葛城市一般廃棄物収集事業協同組合と1億5,899万7,600円で契約しているものである。平成28年度に3年の長期継続契約を締結している為、昨年と同額で予算計上

している。

問 運営業務検討委託料432万円が新規で予算計上されているが内容は何か。

答 運営業務検討委託について、平成31年度末にごみ焼却施設運転管理委託が終了となるため、平成32年度以降のごみ焼却施設運営業務をどのようにするのかという方向性を検討するものである。運営方法や契約内容等を含め、安全面、コスト面等様々な角度から検討し長く施設を使用する為に、一番良い方法を検討していきたい。

(農工商工費)

問 観光費の観光アドバイザー会議の委員構成、及びこれまでの会議において、どのようなアドバイスをいただいたのか。

答 大阪観光局理事長の溝畑宏氏を委員長、また市長を副委員長とし、様々な分野の専門家にも入っていた。合計11名の委員構成となっている。会議開催については、平成29年12月に、開催しており、内容としては、相撲館で実施している体験プログラム動画の視聴いただき、相撲館のインバウンド政策についてアドバイスをいただいた。



会議を通じて、委員の専門的な見からいただいたご意見を行政施策として具象化することが重要であると考えており、平成29年2月に開催した会議においては、『もっとインスタ映えするようものを相撲館に取り入れてはどうか』といったご意見もいただき、現在、本年度の予算の範囲内で、その作業を行っているところである。今後も引き続き、会議を開催したいと考えており、平成30年度は1回分の開催費用を計上している。

※1 インスタ映え
写真共有サービスのインスタグラムに写真をアップロードして公開した際にひときわ映える、見栄えが良いという意味で用いられる表現。



▲新町グラウンド管理棟

(土木費)

問 公園管理費の予算が前年度より9,000万円ほど増額となっているが、その理由は何か。

答 公園管理費のうち工事請負費について、台風21号豪雨の影響により、當麻寺の西側にある『A沢』に土砂が堆積したため、その撤去等にかかる費用や、公園施設長寿命化対策支援事業として実施する新町運動公園のメイングラウンドの管理棟更新工事の費用、また、その管理棟工事に関する設計監理業務の費用を新たに計上していることが主な要因となっており、前年度よりも増額となっている。

(消防費)

問 災害対策費における感震ブレイカー設置補助金43万円の内容についてたずねる。

答 阪神淡路大震災では、地震の揺れが原因で転倒した電気機器からの出火等による火災被害が非常に多くあり、このような通電による出火防止対策として、地震の揺れにより電気を自動的に遮断する感震ブレイカーを設置する世帯に対し、購入費に係る経費の一部を補助するものである。安心・安全のまちづくりの一環として市民への意識づけのため新年度より新たに実施するもので、3種類の機器を各10台、計30台分を予算計上している。

(教育費)

問 平成30年度の市長施政方針では児童・生徒の健康維持と学習に集中するための環境整備の一策として、小学校から順次トイレの洋式化を含めた施設改修を実施するとなっているが、その内容について伺いたい。

答 小学校費の学校管理費、工事請負費9,229万2千円のうちトイレ改修費用として5,680万9千円を予算計上している。平成30年度は磐城小学校の新館1階2階の児童

用トイレと當麻小学校の北館1階2階3階の児童用トイレの洋式化を含めた全面改修の実施を予定している。

(災害復旧費)

問 農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費が増額となっている理由は何か。

答 昨年の台風21号の影響で非常に大きな被害ができたことを受け、29年度中に専決処分及び補正予算で復旧対応を行った。この経験を基に、今回のような規模の災害、被害が起きた場合により迅速に対応するため予算計上のありかたを見直した結果、災害復旧費については予算計上の枠をそれぞれ1,000万円に増額したものである。

(歳入)

問 個人・法人市民税が、前年度と比較して1億2,540万円が増えている理由はなにか。

答 国の景気動向指数の基準判断が改善となっておりことから地方財政の税収が増加するという見通しを受けたこと、また、本市においては人口も微増していることに加え、予算計上の方針を決算見込みベースに変更したこと増加になった要因である。

る。

個人市民税の均等割りは、前年度の納税義務者数に過去の伸び率から、普通徴収3,800人、特別徴収10,300人、年金特別徴収2,400人を見込み、この人数を基にして均等割5,650万円を求めている。所得割についても、過去の決算額から平均所得割額を算出し、20%が普通徴収として、2億9,326万円80%を特別徴収として、11億7,905万円 合計15億2,000万円を計上している。

法人市民税の均等割も同様に、過去の申告数を参考に、法人数を636社と見込み、8,020万円を計上し、法人税割については、主要法人の今年度の実績を参考にし、消費税等の景気動向を注視しながら、過去5年間の平均額を考慮し、1億9,900万円を予算計上したものである。

(総括質疑)

問 議会における予算審議を行う上で行政当局から示される説明資料については、議会基本条例に規定されているように、市民の代表である議員が審議を深め易いよう、より分か

3月定例会予算

りやすい資料の作成をお願いしたいところであるが、今後において対応いただけるか。

答 時間的、人力的に限られている中でどこまで出来るのかも含め、可能な限り検討する。

賛成と反対の討論あり

議第24号 「平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について」

問 平成30年度より国保の県単位化が実施されるが制度改正により国保会計のお金の流れはどのようになるのか、また事務量がどのように変わるのか。

答 奈良県が財政運営の責任主体となつて安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことになる。具体的には県内で保険料負担を公平に支えあうために、県は市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、その納付金を各市町村から集め、保険給付に必要な費用を普通交付金として、また保健事業に要する費用などは特別交付金として市町村に支払われることになる。

また、事務量について県は、現在、市町村で行っている事務のうち県域

で実施することにより効率的となる医療費適正化の取組を推進するとしているが、実際に制度運営が開始されないといけない部分もあるが市町村の事務量は、それほど変わらないと考えている。

問 特定健康診査等事業費に計上されている、特定健康診査委託料が前年度より減額になっている理由と現在までの特定健康診査の受診率はどうか。

答 まず特定健康診査の受診率については、平成26年度29・0%、平成27年度30・1%、平成28年度31・4%と年々上がつてきており本年度は1月末時点で30・5%となっている。委託料については、前年度の当初予算は目標受診率50%で計上していたが、平成30年度はこれまでの受診率の実績に基づき積算したため、また国保県単位化により支払手数料の予算科目が委託料から負担金に振り替えられたことにより減額となっているが、検診内容等の縮小はしていない。

賛成と反対の討論あり

議第25号 「平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について」

問 認知症予防教室委託料300万円の内容についてたずねる。

答 委託事業として従来から認知症の傾向がある方に対し、それ以上進行しないよう2次予防事業の対象者認知症予防教室を開催しており、介護予防日常生活支援総合事業に移行してからも介護予防・生活支援サービス事業として同様の対象・方法で事業を実施していた。来年度においては、認知症予防について対象者の方に通所していただくのではなく、公民館に向き一般市民の方を対象に教室を開催し、広く啓発していくように予算計上している。

賛成と反対の討論あり



▲認知症サポーターキャラバン
マスコット ロバ隊長

問 葛城市内における下水道整備について、事業計画に対する整備状況をたずねる。

答 下水道整備については、現在、平成23年度計画に基づき、事業を進めているところであり、認可面積の約1,228ヘクタールのうち、平成28年度末時点で整備面積が約1,117ヘクタールとなっており、整備率は90・97パーセントである。なお、下水道の整備計画は、概ね7年ごとに見直しをしており、平成30年度より、新たな整備計画に基づき事業を進めていく。

討論なし

議第27号 「平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について」

問 歳出の給食材料費2億295万5千円について、前年度よりも881万円の増額となっている理由は何か。

答 米飯給食の回数が週3回から週4回に増えたことと、米飯納入業者の変更や仕入れ単価の増額、また児童・生徒数の増加や副食代の増額などが要因となり、原材料費が増額となっている。

議第26号 「平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について」

各委員報告

問 原材料費については、給食費として保護者に全額ご負担いただくのが原則であるが、昨今の葛城市においては、給食費だけでは賄えておらず、その差額相当分については、一般会計からの繰入金で補っている。平成30年度においても、約1,900万円の差額が生じているが、今後も公費負担を続けていくのか。

答 原材料費について、野菜の高騰などが要因となり、給食費だけでは賄えていないのが実状である。美味しい給食を目指す中で、そういった材料費の値上がりが生じているという現在の状況について、まずは保護者の方に知っていただくとともに、学校給食運営委員会でも周知を行い意見なども保護者の方に周知を行いながら、今後の方向性を探っていく。
 討論なし

議第28号 「平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について」
 質疑、討論なし

議第29号 「平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について」

問 墓地返還に伴う、平成29年度償還金の見込みはどのようになっているのか。また、返還される理由は何か。
答 本年度、現時点での返還実績は、A区画2件、B区画14件、C区画2件の合計18件である。主な返還理由としては遠方への引っ越しなど転居によるもの、また、将来のことを考えて墓地を購入したが、近くに子供が住んでおらず墓守がないこと等である。
 討論なし



議第30号 「平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について」
 若干の質疑あり 討論なし

問 歳入における後期高齢者医療保険料について、前年度より増額となっている理由は何か。
答 後期高齢者医療保険は、制度の安定した運営の為、保険料率を医療給付費に要する費用の見込額等に照らして2年毎に見直すこととなっている。平成30年度は、保険料が改定される年度であり、均等割額については4万4,800円から4万5,200円、所得割率については8.92%から8.89%に改定されたこと、また団塊の世代の方々が75歳の年齢到達を迎えることにより後期高齢者の被保険者数が増えたことが保険料増額の要因と考えている。
 賛成、反対の討論あり

議第31号 「平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について」

議第32号 「平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について」

問 県が進める県域水道一本化構想について、葛城市としての今後の方向性についてたずねる。
答 葛城市は県水への依存度が約20パーセントとなっており、他の市町村と比べても低いいため、県下でもっとも安価な水道料金となっている。そういった現状を踏まえた上で、県域水道一本化については、平成30年度より設置される県と市町村等との検討会において協議を行いながら、今後の葛城市としての方向性を検討していく。
 討論なし



▲屋敷山浄水場



▲兵家浄水場

3月定例会



※紙面の都合上、質疑の一部のみの紹介となっております。質疑の全容については市ホームページの「葛城市議会」会議録をご覧ください。

第1回旧町時代における未処理金調査特別委員会報告

3月20日 開催

今後の委員会の進め方について協議をし、本委員会の開催場所や傍聴の取扱いなど開催にあたっての運営方法について、必要な事項を協議し、その内容について、了解した。

平成30年度一般会計・特別会計及び水道会計予算額

(単位：千円)

会計名	平成30年度予算額	平成29年度予算額	増減額	
一般会計	14,557,000	14,982,000	▲ 425,000	
国民健康保険特別会計	3,811,000	4,641,000	▲ 830,000	
後期高齢者医療保険特別会計	416,400	383,000	33,400	
介護保険特別会計	(保険事業会計)	2,792,000	2,662,500	129,500
	(介護サービス事業勘定)	28,000	22,900	5,100
下水道事業特別会計	1,578,500	1,571,000	7,500	
学校給食特別会計	359,900	358,200	1,700	
住宅新築資金等特別会計	1,040	1,070	▲ 30	
霊苑事業特別会計	14,800	22,300	▲ 7,500	
葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計	18,000	17,700	300	
会計名	平成30年度予算額	平成29年度予算額	増減額	
水道事業会計	収益的収入	795,056	791,446	3,610
	収益的支出	741,835	667,522	74,313
	資本的収入	54,700	5,000	49,700
	資本的支出	709,584	324,258	385,326

3月定例会議案等に対する各議員の賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。そのほかについては全会一致で可決されました。(継続審査を除く)

議案等番号	件名	議席番号 氏名 議決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
			杉本 訓規	梨本 洪珪	吉村 始	奥本 佳史	松林 謙司	谷原 一安	内野 悦子	川村 優子	増田 順弘	岡本 吉司	西井 寛	藤井本 浩	吉村 優子	下村 正樹	西川 弥三郎
議第5号	葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて	可決	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議長	○	○
議第8号	葛城市介護保険条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議長	○	○
議第18号	平成29年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決について	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議長	○	○
議第24号	平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について	可決	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議長	○	○
議第25号	平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議長	○	○
議第27号	平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	議長	○	●
議第31号	平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	議長	○	○
	道の駅かつらぎに関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議	否決	●	○	○	○	○	●	○	●	●	○	●	●	議長	●	●

○：賛成 ●：反対 ー：棄権 ※議長は表決に加わりません

特別委員会報告

2つの調査特別委員会が調査を開始

現在、葛城市議会では、地方自治法第100条の調査権を委任した未処理金調査特別委員会と地方自治法第98条第1項の権限を委任した道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が設置されており、それぞれの権限に基づき調査事項について調査するものです。今回は、それぞれの調査権について説明いたします。

100条調査権とは・・・

100条調査権では、関係人から記録等の提出や証人としての出頭及び証言を求めることができ、正当な理由なく拒むことはできません。これらの拒否には罰則が定められており、虚偽の陳述等が認められた場合とともに告発対象とされるなど、強い権限が与えられています。

98条第1項とは・・・

地方自治法第98条第1項による検査権では、議会が普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、市長等へ報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができます。なお、書面による検査を行うもので、実地調査をすることはできません。

第2回旧町時代における

未処理金調査特別委員会報告

4月16日 開催

未処理金の現状について、市が資金保全のために歳計外現金として預かっていることが分かる書類が提出された。また、今回の委員会において証人喚問を行い、証人に証言を求める事項、および未処理金を市が預かる前の金融機関の通帳等の出入金履歴が分かる記録の提出を求める議決を行った。

第3回旧町時代における

未処理金調査特別委員会報告

4月25日 開催

証人尋問を実施
新庄町の元収入役である生野名興氏に対して、本会議場において証人尋問を行った。

第4回旧町時代における

未処理金調査特別委員会報告

5月10日 開催

証人尋問による証言により得られた内容を元に未処理金が入金されていたとされる金融機関に対し記録の提出を求める議決を行った。



道の駅かつらぎに関する

調査特別委員会 報告

不適正な事務処理が行われた原因究明と再発防止のための調査を行う委員会開催に向けて、現在、調査方法等について協議会を開催し、協議を行っております。

編集後記

国際交流の中学理科の授業で、子どもには聞こえるが大人には聞こえない「モスキート音」の話があった。モスキート音とは、音の周波数が1,700ヘルツ前後で年齢と共に聴こえなくなる耳障りな音である。これを逆手にとり、深夜の公園やコンビニでたむろする若者を遠ざけることに利用されている。

耳障りなモスキート音であるが、これを市政に対する声と置き換えた時、耳を傾けるべきことや自分に都合の悪いことに耳を塞いでいないだろうか。個人的主張や無理難題は別として、真摯な声を聞き分けられるようになりたいものだ。ノーベル賞作家のヘミングウェイの名言、「私は話を聞くのが好きである。注意深く聞くことで多くのことを学んだ。ほとんどの人は決して注意深く聞かない」を心に刻む。(おく)

議会だより編集委員会

委員長	増田 順弘
副委員長	吉村 始
委員	杉本 訓規
〃	梨本 洪珪
〃	奥本 佳史
〃	松林 謙司
〃	谷原 一安
〃	川村 優子

◇次号の議会だより(9月1日発行予定)は、6月定例会の概要などをお知らせします。